

令和2年7月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件(以下「第1事件」という。)

令和元年(ワ)第13225号 境川金森調節池建設差止請求事件(以下「第2事件」という。)

口頭弁論終結日 令和2年3月23日

判 決

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり(以下、第1事件原告ら及び第2事件原告らを単に「原告ら」といい、同目録記載の原告番号を用いて表示することがある。)

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求(第1事件及び第2事件)

被告は、東京都町田市金森六丁目1406番1外において計画している境川金森調節池建設工事及びこれに付帯する工事を行ってはならない。

第2 事案の概要

1 本件(第1事件及び第2事件)は、東京都町田市金森六丁目1406番1外において建設することが計画されている境川金森調節池(以下「本件調節池」という。)の周辺に居住している原告らが、本件調整池の建設工事及びこれに付帯する工事(以下「本件工事」という。)によってその生命、身体及び良好で平穏な住環境を享受する権利等が侵害され又は侵害されるおそれがある旨主張して、本件工事の施工者である被告に対し、人格権に基づく妨害排除請求権又は妨害予防請求権として、本件工事の差止めを求める事案である。

2 前提事実(争いがないか、後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる。)

(1) 当事者

ア 原告らは、いずれも本件調節池の建設予定地(以下「本件予定地」という。)がある東京都町田市やそれに隣接する神奈川県相模原市又は大和市に居住する者である。

イ 被告は、神奈川県とともに、その知事が河川管理者として境川を管理している地方公共団体であり、本件工事の施工者である。

(2) 境川の概要

ア 河川としての特徴

境川は、神奈川県相模原市緑区にある城山湖付近を源流とし、被告と神奈川県
10 川県の都県界を南に流下して町田市南端から神奈川県に入り、柏尾川等の支
川を合わせて相模湾に注ぐ、幹川流路延長約52 km、流域面積約211 k
m²の河川である。その流域は、被告の町田市並びに神奈川県の相模原市、大
和市、横浜市、藤沢市及び鎌倉市の合計6市にまたがり、形状は南北に長く
湾曲し、上流域の幅は2ないし3 km、下流域の幅は12 km程度である。

15 (甲1・1頁、乙1・1頁)

イ 被告と神奈川県との間の管理協定

境川は、昭和40年に東京都知事及び神奈川県知事によって河川法5条に
基づく二級河川として指定され、一部区間につき、被告と神奈川県の境界が
接していることから、昭和42年に被告と神奈川県との間でそれぞれの管理
20 区間及び管理の内容を定めた河川法11条に基づく管理協定が結ばれ、これ
に従いそれぞれの管理区間ごとに管理が行われている。

そして、①境川上流端から根岸橋上流端までの約15.9 kmが神奈川県
知事の管理区間(以下「上流神奈川県管理区間」という。)、②根岸橋上流端
から鶴瀬橋上流端の上流120 mの地点に設置した標柱がある地点までの
25 約10.5 kmが被告知事の管理区間(以下「被告管理区間」という。)、③
同地点から河口までの約25.6 kmが神奈川県知事の管理区間(以下「下

流神奈川県管理区間」といい、上流神奈川県管理区間及び下流神奈川県管理区間を併せて「神奈川県管理区間」という。)とされている。

(甲1・8, 9頁, 甲4の1・図1)

ウ 境川における河川整備目標流量と現状の流下能力

被告, 神奈川県及び横浜市が河川法16条の2に基づき平成27年4月に策定した境川水系河川整備計画(以下「本件河川整備計画」という。)における次の各地点の整備目標流量及び現状の流下能力は以下のとおりである。

(甲1・15, 16頁, 甲5の1, 5の2・図1, 甲9の1・図4-1, 4-2, 32枚目, 甲9の2, 10の2)

(ア) 上流神奈川県管理区間(根岸橋上端)

河川整備目標流量 毎秒180 m^3

現状の流下能力 毎秒85 m^3

(イ) 被告管理区間(鶴瀬橋上流端の上流120mの地点に設置した標柱がある地点)

河川整備目標流量 毎秒390 m^3

現状の流下能力 毎秒150 m^3

なお, 被告管理区間においては, 時間雨量50ミリの降雨に対応する護岸整備が進められ, 現在は9割以上(平成27年度末時点で98%)が完了しており, これに見合った河床掘削を行うと, 毎秒295 m^3 を流下させることが可能であるが, 下流神奈川県管理区間の整備状況に合わせて計画河床まで掘り下げずに下流への流下量を上記のとおり毎秒150 m^3 (時間雨量30ミリの降雨に相当)に抑制している。

(ウ) 下流神奈川県管理区間

① 大清水橋

河川整備目標流量 毎秒490 m^3

現状の流下能力 毎秒200 m^3

② 河口近くの境川橋

河川整備目標流量 毎秒1040m³

現状の流下能力 上記に同じ

なお、神奈川県管理区間全区間における護岸整備の整備状況は約2割
(平成29年度末時点)にとどまっており、整備完了までに30年程度の
期間を要する予定とされている。

(3) 調節池について

調節池とは、越流堤(河川から調節池へ水を取り込む鉄筋コンクリート造の
構造物)の高さに水位が達したときに調節池より下流の一定区間内に流域から
流入する雨水のうち、河道の能力を超える部分に相当する流水を取水すること
によって浸水被害を軽減する役割を有する施設である(甲6の1・図6~9,
甲9の1・図3-1, 3-2, 5, 弁論の全趣旨)。

(4) 本件工事に関する基本協定の締結

被告の知事と町田市長は、平成27年3月、境川における洪水対策の一環と
して本件調節池並びにこれに付帯する河川管理施設及び地上利用施設の整備
に関する基本的事項を定めた基本協定(以下「本件基本協定」という。)を締結
した(甲12)。

(5) 本件工事の概要(甲4の1・図7, 甲5の2・図5, 弁論の全趣旨)

ア 本件調節池について

- (ア) 貯留量 約15万m³
- (イ) 形式 地下式(鉄筋コンクリート造, 管理棟等一部は地上設置)
- (ウ) 施設規模 長さ約190m, 幅約90m, 深さ約20m
- (エ) 付属施設 排水ポンプ, 排水設備等
- (オ) 管理棟 地上2階(高さ約11m), 地下1階(深さ約7m)

イ 本件工事の工程

調節池(仮設工, 土工, 本土工), 越流堤工及び管理棟・機電設備の各工程

からなり、その工期は全体として約8年程度と見込まれている。

ウ 総事業費

227億円程度（平成30年9月時点における見込額）

(6) 本件工事の請負契約の締結

5 被告は、平成30年10月5日、本件工事の調節池（仮設工、土工、本体工）の工程について、株式会社安藤・間、東鉄工業株式会社、松尾建設株式会社からなる共同企業体（JV）との間において、同月9日から令和6年5月31日までを工期とする請負契約を締結し、これに従って上記の共同企業体は本件工事を開始した（乙26・図12、乙42・2頁）。

10 なお、残りの越流堤工及び管理棟・機電設備工の各工程については、未だ契約は締結されていない。

(7) 本件予定地について

15 本件予定地には、西田スポーツ広場が開設され、原告らを含む周辺住民がスポーツやレクリエーションのためにこれを利用していましたが、本件工事が開始されたことによって同広場は利用できなくなった。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の主たる争点は、本件工事が原告らの社会生活上の受忍限度を超える違法性を有するものといえるかであり、これに関する当事者の主張は、次のとおりである。

20 (原告らの主張)

原告らが本件工事によって被る不利益は、次のとおり、社会生活上受忍すべき限度を超える違法なものであって、金銭による賠償では填補できないから、本件工事は差し止められるべきである。

(1) 本件工事により生ずる原告らの被害の性質及び内容

25 ア 交通事故発生危険性

原告らが居住する住宅部の歩道は片側にしかなく、本件工事によって約1

0年もの長きに渡って大型の工事車両が頻繁に通行することになれば、交通事故発生危険性が高まるから、原告らは生命、身体を侵害されるリスクを負う。

イ 住環境の悪化

5 本件予定地の周辺地域は、町田市との間において「ホームタウン町田金森協定」という建築協定が締結された区域を含んでおり、同協定に基づき良好で平穏な住環境が形成されていたところ、原告らは、本件予定地を30mも掘り下げ、約10年間もの長きに渡って大量の土砂を掘り起こし搬出する本件工事によって、騒音、振動、粉じん、フェンスによる日照問題に悩まされ
10 ることとなり、その健康のみならず、良好で平穏な住環境を享受する権利が侵害されることになる。また、住環境の悪化に起因して、住居の資産価値が下落するという経済的被害も負う。

ウ 地域コミュニティの継続困難

15 本件予定地に開設されていた西田スポーツ広場は、野球等のスポーツのみならず、毎年約1000名が参加する盆踊りなどのレクリエーションにも利用されており、周辺住民の憩いの場であるとともに、地域コミュニティの核にもなる場所であったところ、本件工事により、約10年もの長きに渡って同広場が利用できないこととなれば、地域コミュニティに及ぼす影響は甚大であり、その崩壊すら招きかねないほどの深刻な被害を受けることになる。

エ こぼと保育園の経営困難（原告番号43関係）

20 こぼと保育園は、本件予定地である西田スポーツ広場とは道路を挟んだ反対側に位置し、同広場を園庭の代替地とすることで認可保育所としての基準を満たしていたところ、本件工事によって同広場が利用できなくなると、認可が取り消されるおそれがある。また、西田スポーツ広場は、園児の毎日の
25 遊び場であり、夕涼み会や運動会といった保育園行事の会場でもあり、備品倉庫置き場や職員の駐車場としても利用されていたところ、本件工事によっ

て、約10年もの長きに渡って上記の利用ができなくなるほか、振動や騒音、交通事故の危険性が増えることによって保育環境が悪化して入園希望者が減ったり、在園児童が転園したりすることが予想される。

オ こぼと保育園において保育を受けることができなくなるおそれ（原告番号
5 48, 50, 52, 53, 55, 57関係）

上記のとおり本件工事によってこぼと保育園の存続が危ぶまれると、同園に通っている児童及びその保護者である上記の原告らは、同園において保育を受けることを期待し得る地位が侵害される。

カ 井戸水の枯渇のおそれ（原告番号32, 51関係）

10 昭和42年頃に行われた境川の川幅拡張工事の際、その周辺にあった井戸の一部が枯渇したことからすると、地下30mも掘り起こす本件工事によって、その周辺地域の井戸水が枯渇するおそれが高く、仮にそこまで至らなくとも、地下水の水位が下がり、土壌の水分保有量が低くなるおそれがあり、農業に深刻な被害を及ぼす危険がある。

15 (2) 本件工事には公共性ないし公益上の必要性が欠如していること

ア 境川の流域状況や河川構造からして、洪水被害は限定的であること

(ア) 境川の被告管理区間が属する多摩地区は、都区部ほど土地の高度利用は進んでおらず、特に境川流域は、主に一般住宅地や農地であり、地下施設もほとんどないことからすると、洪水に対する潜在的な危険性は低い。

20 (イ) 境川は掘込構造の河川であるから、洪水が発生したとしても、築堤構造の河川のように堤防が決壊して被害が広範囲の流域に拡大する危険性はなく、河道から溢れた洪水による水深も徐々に増加するにすぎず、避難のための時間は十分確保できるから、人命に関わるような危険性はない。

25 (ウ) 境川流域における近年最も大きな洪水被害は、平成20年8月の豪雨の際の森野橋上流及び上鶴間橋下流において発生したものであったところ、その被害は限定的なものであったし、上記地域は本件予定地の上流に位置

しているから、本件工事によってその被害を防止することはできない。

イ 他に有効な代替手段があること

6 (ア) 流域対策（流域内に降った雨水を貯留したり、浸透させたりして、河川や下水道への流出を抑制する対策）は、低予算で、短期間かつ流域のどこからでも実施することができ、即効性もある治水対策であるところ、被告はこのような流域対策に全く取り組まずに、多額の費用を掛け、効果を発揮するまでに何年も要し、その効果もわずか1ミリ分の流量にしか対応できない本件工事を優先させようとしており、治水対策として著しく不合理である。

10 (イ) 被告は、既に1時間当たり50ミリの降雨に対応できる河川改修工事を完了させているのに、1時間当たり30ミリの降雨にしか対応できない下流の神奈川県管理区間に合わせた流量調整を行っているのが現状であるところ、このような状況下で優先すべきは、この抑制措置となっている流量調整を解除することであって、下流地域の整備に関する対策をとらずに
15 原告ら周辺住民にのみ不利益を強いるのは治水対策の順序として著しく不合理である。

ウ 周辺住民の意見が反映されていないこと

20 本件調節池の建設は、周辺住民の生活環境に重大な影響を及ぼすことから、周辺住民の意見が尊重されなければならないところ、平成27年3月の被告と町田市との間の本件基本協定の締結や同年4月の被告と神奈川県による本件河川整備計画策定の過程において、なぜ神奈川県管理区間の河川整備に時間を要するのかや、周辺住民による反対意見が強く表明されている本件調節池建設に代替する治水対策が検討されたのかといった情報が十分公開されずに進められ、平成28年6月に町田市議会において採択された本件基本
25 協定の協定書の凍結と周辺住民への説明を求めた請願についても、どのような検討を行ったのかが明らかにされないままとなっており、周辺住民の意見

が聞かれておらず、本件工事は手続的にも問題がある。

エ 本件調節池を担保とした上流部の河床掘削は水害の危険性を増大させ得ること

被告は、本件調節池が完成すれば、調節池を担保とした上流部の河床掘削も一部可能となり、上流における流下能力を増加させることができるから、本件調節池より上流の治水安全度を向上させることができると主張するが、このように、本件調節池から上流に向けた河床掘削を行った場合、上流の流下能力は向上し、この周辺地域の治水安全度は向上するかもしれないが、他方で、それと同時に下流部での河床掘削が行われない場合、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降、下流部において、上流部の河床掘削を実施する前よりも多くの洪水が押し寄せる結果となり、本件調節池周辺の洪水に対する安全度はむしろ低下してしまう。被告は、この点についての説明を全く行っておらず、本件調節池の計画の核心部分には、ごまかしともいふべき重大な欠落があるから、本件工事に公共性ないし公益上の必要性がないことは明白である。

(3) 河川工事を行う上で遵守すべき行政的基準が遵守されていないこと

境川は、平成26年6月に特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域に指定（同法3条）されているところ、特定都市河川流域においては、同法4条により流域水害対策計画の策定が義務付けられ、同計画の中で特定都市河川の整備に関する事項等を定めなければならないとされ、境川においては上記指定から5年半を過ぎているのに未だ流域水害対策計画が策定されていない。同法には計画策定の期限は定められていないものの、少なくとも総予算にして200億円を超える大事業を計画するのであれば、流域水害対策計画の特定都市河川の整備に関する事項の中にこの計画を位置付け、他の総合治水対策との総合的な考慮の下に、本件調節池建設の必要性及び相当性につき全面的な見直しがされるべきであった。

このように、特定都市河川浸水被害対策法の流域水害対策計画が未策定の状況で本件調節池の建設を行うことは、遵守すべき行政的基準に明らかに違反している。

(4) 原告らの被害の防止に関する措置が欠落ないしは著しく不十分であること

5 ア 被告は当初、本件工事を2期に分け、西田スポーツ広場のグラウンドの半分が利用継続できる分割施工方法を計画していたところ、同施工方法であれば原告らの被害は幾分軽かったといえるのに、これを一方的に取りやめ、西田スポーツ広場を工事期間中全面的に利用することができない一括施工方法に切り替えた。

10 なお、事業説明会の中で、分割施工方法では、工期が長く、周辺環境への影響が長期化することを懸念する意見があったことは事実であるが、一括施工にすべきとの意見が多く出たという事実はない。

イ 本件工事により、原告らは西田スポーツ広場を利用できなくなったところ、被告は、同広場の代替地を確保する努力を全く行っていない。

15 近隣の小中学校の学校開放制度は、学校が使用していない時に限られ、平日の日中は利用できないし、土日であっても学校が使用している場合には利用できない。また、東京女学館大学跡地グラウンドは、平成30年8月上旬から約1年半にわたって暫定的に利用できるにすぎない上、面積は狭く、低いフェンスがあるのみで野球をすることは困難で、他の球技についても試合
20 は困難である。実際に、西田スポーツ広場を利用してきた少年野球チームやサッカーチームは、代替地を確保できず、解散せざるを得ない状況に追い込まれている。

ウ 被告は、本件工事において、大型の工事車両の交通量削減を目的としてパイコンベアによる土砂の搬出を行うこととしているが、パイコンベアの
25 故障時にはダンプトラックによって土砂を搬出することとなるし、コンクリート打設を要する調節池（本体工）の工程については、コンクリートミキサ

一車で生コンクリートを運送する予定であるところ、上記車両の通行をなくすために工事現場にコンクリートプラントを設置するといった対策は追求されていない。

5 (5) 原告らが受ける被害は金銭による賠償では填補することができないこと（差止めによる必要性）

10 大型の工事車両による交通事故が発生すれば、被害者が死亡又は重体に至るなど取返しのつかない事態になり、住環境の悪化による被害についてもそれが発生してからでは遅い。さらに、地域コミュニティは一度崩壊すると、これを回復することはおよそ不可能であるし、地域に根差して初めて運用できる保育園についても、一度経営基盤が失われれば、これを回復することは困難であり、

15 したがって、本件工事によって、原告らが受ける被害は金銭による賠償では填補できない性質のものであり、本件工事を差し止める必要性が高い。

(被告の主張)

次のとおり、原告らが本件工事によって被る不利益は大きくなく、他方、本件調節池の建設には高度の公益性が認められるから、本件工事は社会生活上の受忍限度を超える違法なものではなく、差止請求は理由がない。

20 (1) 本件工事により生ずる原告らの被害の性質及び内容について

ア 交通事故発生危険性について

25 被告は、本件工事の前半部分における土砂の掘削及び搬出の工程において、パイプコンベアを導入して1日最大約100台を見込んでいた土砂搬出用ダンプトラックの地域内市道の通行を原則ゼロにし、工事全体でのダンプトラックの地域内市道通行を9割削減した。その他にも、特定の地域に集中して負担が掛からないルート選定、工事現場の出入口や見通しの悪いカーブ等

への交通誘導員の配置、朝の通勤時間帯を避けた工事車両の通行といった対策を行うことで、交通事故発生の危険性が高くないよう配慮して本件工事を行うこととしている。

イ 住環境の悪化について

6 被告は、上記アの対策に加え、法律や国の規程等に基づく低騒音・低振動型、排出ガス対策型の建設機械を使用する、パイプコンベアの外周部や工事敷地境界に防音パネルを設置する、工事車両が通行するルート of 車道舗装工事を実施する、法定速度を遵守させ徐行運転を行わせるなどの対策をすることによって、騒音規制法の基準値である80ないし85デシベルの遵守はもとより、環境基本法の基準値である55ないし65デシベルを目標として騒音を極力を抑えるようにしている。そして、工事車両の洗浄や工事現場内での散水等によって粉じんの対する対策も行っている。

ウ 地域コミュニティの継続について

15 西田スポーツ広場は、もともと学校建設予定地として確保され、それが建設されるまでの間、暫定的にスポーツ振興の場として利用することが認められたにすぎないところ、町田市と西田スポーツ広場運営委員会との間において締結された土地使用貸借契約は平成30年9月30日をもって期間満了により終了しており、原告ら周辺住民が同広場を利用する権原はすでに消滅している。

20 その点を措くとしても、被告は、西田スポーツ広場が使えなくなる利用者の負担を少しでも軽減するため、本件調節池周辺の20を超える企業や学校等のグラウンドの利用について、所有者と調整を重ね、その結果、平成30年8月上旬から約1年半の期間は東京女学館大学跡地のグラウンドを暫定利用でき、令和元年末頃からは鶴間公園の広場やグラウンドを利用できるよう調整した。今後、地元自治体である町田市や境川西岸の相模原市にも協力を仰ぎ、代替施設の確保に努めていく予定である。なお、本件調節池の建

設後は、その上部を新たな施設として整備する予定である。

エ こぼと保育園の経営について

こぼと保育園の経営上の不利益については、これを運営する法人の問題であって、その機関にすぎない原告番号43と直ちに關係するものではないが、それを措くとしても、西田スポーツ広場が利用できなくなったからといって、直ちに同保育園の認可が取り消されるものではないし、町田市の待機児童の数からすれば、入園希望者が減ったり、転園する園児が増えたりする蓋然性があるともいえない。振動や騒音、交通事故の危険性についても、上記のとおり対策を徹底しているほか、大型の工事車両は同保育園に接する道路を通行する予定はなく、パイプコンベアのルートも同保育園の遠方にあるから、本件工場の影響は最小限に抑えられている。

なお、被告は、同保育園に隣接する河川用地を園庭として利用することに協力し得るし、それ以外にも、調節池（仮設工）の土留壁が完成した後は、同保育園前面の防音壁をセットバックして認可に必要な面積を確保することにも協力する用意がある。

オ こぼと保育園において保育を受けることができなくなるおそれについて

上記エのとおり、こぼと保育園の存続が危ぶまれることはないし、保育環境への影響も最小限に抑えられており、原告らの主張は当たらない。

カ 井戸水の枯渇のおそれについて

一般に、地下水は土地の構成部分として土地所有権に帰属するから、土地の所有者ではない原告番号32が井戸水（地下水）を利用する利益を侵害されるという法的根拠は薄弱である。それを措くとしても、被告は、地下水対策として、地質調査や井戸分布調査を実施の上、遮水性の高い土留壁を設置して地下水の低下を最小限に抑える対策を講じるとともに、その水位等を観測し、本件工事を原因として井戸水が枯渇した場合には適切に補償することとしている。

(2) 本件工事の公共性ないし公益上の必要性について

ア 近年、1時間50ミリを超える豪雨が増加傾向にあり、平成20年以降に限っても、被告管理区間において、平成20年8月の豪雨、平成28年8月の台風9号、平成29年10月の台風21号によって浸水被害又はその直前ともいえる水位上昇がみられ、上記の豪雨によって浸水被害がいつ生じてもおかしくない状況にあり、その対策を望む町田市民も少なくない。

このような状況にある一方で、境川の整備状況をみると、被告管理区間では既に1時間当たり50ミリの降雨を前提とした護岸整備率は98%に達しているのに、下流の神奈川県管理区間は1時間当たり30ミリの降雨にしか対応できず、それに合わせて計画河床まで掘り下げないという流量調整を行っており、神奈川県管理区間における河川施設の整備完了までには約30年もの期間を要することが見込まれている。

被告には、こうした現状を踏まえて上記水害の危険性に対応していくことが求められるところ、本件調節池を整備すれば、河川の水を取水することによって下流に流下する流量を減少させるという効果（下流に対する整備効果）が期待できるほか、本件調節池を担保とした上流部の河床掘削によって上流における流下能力を増加させるという効果（上流に対する整備効果）も期待でき、本件調節池の整備には高度の必要性がある。

イ 原告らは、流域対策という他に有効な代替手段があるのに、被告がこれに取り組まずに本件工事を優先させるのは不合理である旨主張するが、流域対策は、公共施設の整備や開発の機会をとらえて民間とも連携して実施する対策であるので、設置場所や規模、実施時期等に制約があるし、維持管理が難しいという問題もあって、本件調節池の代替手段となるものではないし、それを措くとしても、被告は公共施設に調整池を設置するなどの流域対策を一部実施しており、今後も引き続き実施する予定があるから、原告らの主張は当たらない。

また、原告らは、本件調節池を担保とした上流部の河床掘削は本件調節池が満水となれば水害の危険性を増大させ得る旨主張するが、仮にこれが満水となって境川からその流下能力を超える流量を取り込めなくなるとしても、本件調節池によって治水安全度が低下するわけではない。また、上流部の河床掘削を行うといっても、それは、本件調節池の建設を終えた時点における境川の整備状況を踏まえてシミュレーションを行った上で、下流の流下能力との整合を取りながらその範囲や規模等を決めて行うのであるから、危険を生じさせるものではない。さらに、近年顕著な増加傾向がみられるのは、短時間かつ局地的に猛烈な雨が降る雷雨性豪雨であり、これによって本件調節池が満水になる状況が頻発することは考え難い。

ウ 周辺住民の意見の反映に関しては、被告は、そのホームページ上で本件河川整備計画の原案を一定期間公開した上で、パブリックコメントを実施しているし、本件基本協定の凍結と周辺住民への説明を求めた請願に対しては、町田市からこれを凍結しない方針である旨を報告するとともに、地元の理解を得る目的で、引き続き事業説明会の開催や地域の小学校等への説明を実施している。

(3) その他の原告らの主張について

ア 原告らは、特定都市河川浸水被害対策法の流域水害対策計画が未策定の状況で本件調節池の建設を行うのは遵守すべき行政的基準に違反したものであると主張するが、境川の流域水害対策計画については、平成28年に流域縣市と共同して本件河川整備計画と同内容を取り込んだ素案を策定し、パブリックコメントを実施して手続を進めているところである。そして、本件河川整備計画では、後に策定される流域水害対策計画と整合を図るため、河川分担流量（河道整備の目標流量）と流域分担流量を定めており、流域水害対策計画に関する上記素案についても、これと整合が図られたものとなっている。したがって、後に流域水害対策計画に盛り込まれるべき内容は、既に本

件調節池の計画に盛り込まれており、流域水害対策計画の策定につき法定の期限は存しないことからしても、現時点で上記計画が正式に策定されていないからといって本件工事が違法となるものではない。

イ 被告が本件工事について分割施工方式を取りやめ、一括施工方式を採用したのは、第1回事業説明会の際、分割施工方式では工事期間が長く、周辺環境への影響を懸念する意見が多かったことによるのであり、周辺住民の負担軽減を目的として変更したものである。

原告らは、大型の工事車両の通行を低減するために工事現場にコンクリートプラントを設置すべきである旨主張するが、これを設置するには都市計画法上の開発許可が必要である上、これを設置するためのスペースもなく、実現は困難である。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加え、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 境川流域（被告管理区間）における近年の水害の状況等

ア 平成20年8月末の豪雨

愛知県を中心に東海・関東・中国及び東北地方等で記録的な大雨となった平成20年8月末の豪雨では、町田市の図師観測所において、1時間最大雨量115ミリ、10分最大雨量25ミリ（1時間雨量換算150ミリ）、総雨量261ミリ、町田観測所において、1時間最大雨量55ミリ、10分最大雨量18ミリ（1時間雨量換算108ミリ）、総雨量213ミリの降雨が観測され、これによって本件予定地よりも上流にある森野橋及び上鶴間橋付近において4.59haが浸水し、床下浸水32棟、床上浸水14棟の被害が生じた（甲5の2・図2、甲6の1・図2、乙4～6、乙18の1・2、乙43の1・2、乙54）。

イ 平成26年10月の台風18号

平成26年10月の台風18号では、本件予定地よりも下流にある鶴間観測所で1時間最大雨量38ミリの降雨が観測され、これによって本件予定地よりも上流にある境橋付近において警戒水位を超え、水防警報が発令された
5 (甲4の1・図4, 甲5の2・図3, 乙19の1・2, 乙44の1・2)。

ウ 平成28年8月の台風9号

平成28年8月の台風9号では、図師観測所で1時間最大雨量63ミリ、10分最大雨量19ミリ(1時間雨量換算114ミリ)、総雨量180ミリ、町田観測所で1時間最大雨量45ミリ、10分最大雨量12ミリ(1時間雨量換算72ミリ)、総雨量161ミリ、鶴間観測所で1時間最大雨量51ミリ、10分最大雨量14ミリ(1時間雨量換算84ミリ)、総雨量166ミリの降雨が観測され、これによって浸水被害は発生しなかったものの、本件予定地よりも上流にある境橋観測所において氾濫危険水位とされる護岸天端下がり(水面から護岸の上端までの高さ)80cmを超えて65cmとなり、
10 本件予定地よりも下流にある鶴間観測所においては護岸天端下がりが89cmとなり、周辺住民に対して町田市から避難勧告が発令され、森野橋よりもやや上流にある島橋上流及び本件予定地よりも下流にある町田市立鶴間小学校前においては護岸の上端とほぼ同水位まで水位が上昇した(甲6の1・図3, 乙7~9, 乙20の1・2, 乙45の1~4, 乙54)。

エ 平成29年10月の台風21号

平成29年10月の台風21号では、町田市中心部で1時間最大雨量32ミリ、24時間最大雨量223ミリの降雨が観測され、これによって浸水被害は発生しなかったものの、本件予定地よりも上流にある境橋付近において護岸天端下がりが71cmとなり、周辺住民に対して避難勧告が発令された
25 (乙8, 10, 21)。

オ 令和元年10月の台風19号

令和元年10月の台風19号では、浸水被害は発生しなかったものの、上流神奈川県管理区間において氾濫危険水位を超えたため、神奈川県から氾濫危険情報が発表され、町田市から周辺住民に対して避難勧告が発令された(乙41・2頁)。

5 (2) 境川の河川整備に関する諸計画及び本件工事に至る沿革

ア 境川流域整備計画の策定(甲1)

境川は、昭和54年に総合治水対策特定河川の指定を受け、昭和56年に境川流域整備計画(以下「旧整備計画」という。)が策定された。

10 旧整備計画では、境川の河川整備を推進するとともに、流域の関係機関の合意の下、流域が従来から有している保水・遊水機能の保全を図る方策を推進する総合治水対策を実施することとされ、河川整備と流域対策を合わせて時間雨量50ミリの降雨に対して安全なように整備を進めることとされた。

イ 境川水系河川整備基本方針の策定(乙1)

16 被告及び神奈川県は、平成22年12月、河川法16条に基づく境川水系河川整備基本方針を策定した。

20 同基本方針では、昭和41年、昭和57年、平成16年等に発生した浸水被害の状況、河川利用の現状及び河川環境の保全等を考慮し、沿川地域を洪水から防御するため、流域内の洪水調節施設の整備を行うとともに、自然環境及び景観並びに河川利用に配慮しながら河道整備を行い、河積を増大させて計画規模の洪水を安全に流下させるなどとされた。

ウ 中小河川における都の整備方針の策定(乙2)

26 被告は、平成24年11月、学識経験者等から構成される中小河川における今後の整備のあり方検討委員会(委員長は山田正中央大学工学部教授)が示した「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について 最終報告書」(以下「本件最終報告書」という。甲2)を踏まえ、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策」(以下「本件整備方針」という。)を策

定した。

同整備方針では、近年、中小河川における目標整備水準である時間雨量50ミリを超える豪雨が増加し、それに伴う水害が頻発していることから、これらの豪雨に対処していくための新たな治水対策が喫緊の課題となっているとして、本件最終報告書における提言を参考に、流域・河川ごとの特性を踏まえながら、目標整備水準を区部河川では時間最大雨量75ミリ、多摩部河川では時間最大雨量65ミリまで引き上げることとし、既に進めている時間雨量50ミリの対策については、拡幅や掘削等により河道断面を拡げて洪水を河道で流下させる、時間雨量50ミリを超える部分については、調節池により対応することを基本として道路下や公園等の公共空間を活用して効率的な整備を行うこととし、透水性舗装や浸透ますなどの流域対策による河川への雨水流出抑制効果も考慮するとされた。また、都県にまたがる河川において下流側が他県のため河道整備が進まない場合には、河道拡幅や河床掘削に先行して調節池を整備するなど早期の治水効果発現が望める効率的な対策を実施すべきとされ、今後の進め方としては、近年、時間雨量100ミリを超える局地的集中豪雨による溢水被害が発生した、境川を含む8流域の対策を優先することとされた。

エ 東京都豪雨対策基本方針の改定（乙3）

被告は、平成17年9月に発生した杉並区や中野区を中心とした時間雨量100ミリを超える豪雨を契機に平成19年8月に策定された東京都豪雨対策基本方針について、その後も時間雨量50ミリを超える豪雨によって、依然として浸水被害が発生しているとして、平成26年6月、学識経験者等から構成される東京都豪雨対策検討委員会における検討を経て、上記基本方針の改定を行った。

同改定後の東京都豪雨対策基本方針では、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況に加え、上記ウの本件最終報告書における提言を踏まえ、概ね30年

後までの長期的な見通しとして、時間雨量60ミリまでは浸水被害を防止し、年超過確率（毎年1/Nの確率で〇ミリ以上の雨が降ることを意味する。甲2・37頁、乙3・44頁）1/20規模の降雨（区部につき時間雨量75ミリ、多摩部につき時間雨量65ミリ）までは床上浸水等を防止する、それを
6 超える降雨に対しても生命の安全を確保することを目指すこととされ、そのための役割分担として、①浸透ますの設置等の流域対策により時間雨量約10ミリ相当分の雨水流出抑制を、②河川整備（流下施設）・下水道整備により時間雨量50ミリまでの対応を、③河川整備（貯留施設）・下水道整備や高床建築、止水板設置等の家づくり・まちづくり対策により区部につき時間雨量15ミリ相当、多摩部につき時間雨量5ミリ相当の対応を目指すこととされた。

そして、過去の浸水被害状況、降雨状況、流域特性、対策状況を踏まえ、境川を含めた9河川を対策強化流域として、豪雨対策を強化していくこととされた。

15 また、具体的な取組みの方向性として、上記ウの本件整備方針と同様、時間雨量50ミリを超える部分の対策は、貯留施設（調節池）により対応することを基本とし、道路下や公園等の公共空間を活用して効率的な整備を進めていくことなどの方針が示された。

20 なお、10年後（平成36年）までの取組みとして、対策強化流域のうち、平成26年度に5流域の新規調節池の整備に着手すること、具体的には、境川中流調節池（仮称）（本件調節池に対応。甲4の1・図5）を含め3調節池に着手するとの方針が示された。

オ 本件河川整備計画の策定（甲1）

25 被告、神奈川県及び横浜市は、平成27年4月、河川法16条の2に基づく本件河川整備計画を策定した。

同整備計画では、①河川整備計画の目標に関する事項として、目標達成の

ための対象期間を概ね30年とすること、これまで年超過確率1/6.3(時間雨量50ミリ)の降雨に対応する整備をしてきたが、流域の市街地率が高いこと、近年でも浸水被害が発生していることから、年超過確率1/10(時間雨量概ね60ミリ)の降雨に対応することを目標とすること、具体的には別紙「境川水系における整備目標流量」のとおり
6 整備目標流量を設定すること、②河川の整備の実施に関する事項として、神奈川県管理区間では、護岸工や河道掘削等の河道整備と洪水調節施設の整備を組み合わせ
た整備を進めること、被告管理区間では、河道整備や親水施設の整備、緑化整備といった流域対策のほか、下流の改修状況を踏まえ、年超過確率1/20(時間雨量概ね65ミリ)にも対応した洪水調節施設(総量約76万㎡)を先行的
10 に整備し、早期の治水安全度向上を図ること等が示された。

カ 本件工事の基本協定の締結に向けた調整

被告は、本件整備方針が策定されたことを受けて、調節池を整備するため、町田市長に対し、平成25年9月、西田スポーツ広場を含む町田市所有地の活用についての協力を依頼し、同年11月、これに協力する旨の回答を得た
15 ことから、本件調節池に関する基本設計を行い、町田市と内容について協議し、町田市長との間において、平成27年3月、本件基本協定を締結した(前提事実(4)、甲6の2、甲9の1・図6、甲10の1・8枚目)。

- (3) 本件工事の各工程及びその工事内容等(甲4の1・図12、甲9の1・図15、甲64・3、4、12枚目、乙29の1~10、乙42・2頁及び別紙1)

ア 調節池(仮設工)

準備工、土留壁工、パイプコンベア設置工、仮設構台工及びその他仮設工
20 からなり、1年6月程度の工期を要する見込みである。

(ア) 準備工

25 現地調査、測量、施工計画作成作業、搬出入路舗装工事、支障物撤去移設工事及び材料搬入準備作業等を行う。工事範囲は本件予定地周辺及び搬

出入路であり、搬出入路上でブルドーザー及びバックホーを使用する。

(イ) 土留壁工

調節池（土工）に先立ち、本件調節池の外周部の地中に土留・遮水壁を構築する。地中連続壁施工機械を用いて地盤に溝を掘りながら、掘削した土砂とセメントを攪拌してソイルセメント壁を形成し、芯材としてH型鋼を挿入する。工事範囲は本件予定地の外周部で、搬出入時以外は本件予定地及び作業区域内において、地中連続壁施工機械の他に、クローラクレーン及びバックホーを使用する。

(ウ) パイプコンベア設置工

調節池（土工）に先立ち、同工程の掘削工において発生した土砂を搬出するパイプコンベア（ゴム製のベルトを円筒状に丸めた中に土砂等を入れ運搬するコンベア）を境川の河川管理通路に設置する。

(エ) 仮設構台工

調節池（土工）に先立ち、掘削機械の足場となる工事用栈橋（仮設構台）の設置及び調節池（土工）の掘削工においてパイプコンベアで運搬した土砂をダンプトラックに積み替えるための土砂搬出ヤード（仮栈橋）を本件予定地よりも下流に位置する鶴間橋付近に設置する。工事範囲は本件予定地内及び鶴間橋上流部で、搬出入時以外は本件予定地及び作業区域内において、ラフテレーンクレーン及びアースオーガーを使用する。

(オ) その他の仮設工

相模原市の国道から本件予定地までの搬出入ルート構築のための工事用仮橋の設置、本件予定地の敷地境界における防音パネルの設置、迂回路用の仮設人道橋の設置を行う。搬出入時以外は本件予定地及び作業区域内において、ラフテレーンクレーンを使用する。

イ 調節池（土工）

掘削工及び土留工からなり、2年程度の工期を要する見込みである。

(ア) 掘削工

本件予定地内の土砂を、仮設構台上からバックホー、クラムシェルにより、また、地盤面上でブルドーザーにより掘削し、それを境川の河川管理通路に設置されたパイプコンベアによって鶴間橋上流側に設置する土砂搬出ヤード（仮棧橋）まで運搬し、そこからダンプトラックに積み替えて搬出する。

なお、掘削工においては、約29万 m^3 （10トンダンプトラックに換算して約5.3万台分）の土砂をパイプコンベアによって搬出することを予定している。

(イ) 山留工

掘削に伴い露出する地盤が崩れないよう、本件予定地内において、土留・遮水壁にボーリングマシン、ラフテレーンクレーン及びクローラクレーンを用いてアースアンカー及び切梁を設置する。

ウ 調節池（本体工）

調節池（土工）の掘削工によって作出された空間に、鉄筋コンクリート造の構造物躯体（貯留施設本体）を構築する躯体工と、山留工の撤去、維持管理用の坂路の構築、調節池上部の埋戻しを行う工程からなり、2年3月程度の工期を要する見込みである。本件予定地内で（ただし、搬出入時は別）クローラクレーン、ラフテレーンクレーン及びコンクリートポンプ車が使用されるほか、資材（鉄筋、コンクリート）搬入にトレーラーやコンクリートミキサー車が使用される。

なお、本体工においては、約11.5万 m^3 、コンクリートミキサー車に換算して約2.7万台分の生コンクリートを使用する予定であり、この期間、1日当たり平均約85台のコンクリートミキサー車の通行を予定している。

エ 越流堤工、管理棟・機電設備工

越流堤工及び管理棟・機電設備工を並行して行い、全体で1年9月程度の

工期を要する見込みである。ラフテレーンクレーン、コンクリートポンプ車、トレーラー及びコンクリートミキサー車が使用される。

(ア) 越流堤工

既設護岸撤去、地盤の掘削及び越流堤の躯体を構築する。

(イ) 管理棟・機電設備工

付属設備として、本件調節池内に取り込んだ水を排出するための排水ポンプ及び本件調節池内部清掃時に必要な排気設備を設け、これらの設備を収容する管理棟を敷地の南側に設ける。

(4) 被告による本件工事に伴う被害防止又は軽減のための対策等

ア 工事車両の通行等に関する対策

(ア) 工事車両の通行ルート

大型車両が通行でき、かつ、特定の地域に集中して負担がかからないように、本件予定地から都道56号線に至る町田市側のルートと、本件予定地から境川に設置された工事用仮橋を通り国道16号線に至る相模原市側のルートを設けるとともに、工事車両がすれ違うことのないように、搬入と搬出のルートを分けて相互通行を抑制した。(甲4の1・図14, 甲4の2, 5の2・図9, 10, 18)

(イ) パイプコンベアによる土砂の搬出

当初、調節池(土工)の工程における土砂の搬出にはダンプトラックを用い、その台数について1日最大約100台、その期間について約2年半を予定していたところ、後記(5)のとおり、事業説明会において、周辺住民から交通事故の発生や騒音、振動に対する不安の声が寄せられたため、パイプコンベアを河川管理通路に設置して、本件予定地の下流にある鶴間橋付近に設置した土砂搬出ヤード(仮棧橋)まで土砂を運搬し、そこからダンプトラックに積み替えてこれを搬出する方法に変更した。

これによって調節池(土工)の工期は約2年に短縮されるとともに、そ

の間、本件予定地付近では非常時以外に工事車両の通行はないこととなり、本件工事の全体を通じて大型の工事車両が通行する頻度は、①調節池（仮設工）のうちの土留壁工や仮設構台設置工の際に10トン蓋付タンク車1日平均約25台及びセメント運搬車1日平均約5台、②調節池（本体工）の際にコンクリートミキサー車1日平均約85台、③越流堤工や管理棟設置工事の一部の工程の際に10トンダンプトラック1日平均約10台及びコンクリートミキサー車1日平均約5台が通行する程度となった。

（甲7の1・図3～11，甲9の1・図9～14，甲10の1・図7，乙42・2頁，別紙1）

10 (ウ) 交通誘導員の配置

工事現場の出入口、見通しの悪いカーブや交差点、都道及び国道の出入口に交通誘導員を配置することとし（町田市側ルートにつき合計5箇所6名、相模原市側ルートにつき合計3箇所4名）、また、上記の土砂搬出ヤード（仮棧橋）付近の道路出入口にも交通誘導員を4名から6名配置することとした（甲5の2・図20～23，甲6の1・図17～19，乙26・図22，乙42・3頁）。

15 (エ) その他の工事車両の通行等に関する対策

その他にも、工事車両の待機場所を確保して無線機による誘導をすることにより、工事車両の運行台数を管理し、渋滞や駐停車を防止する、登校、登園や朝の通勤時間に配慮し、大型車両の現場出入り開始時間を朝9時からとする、徐行運転を徹底する、工事受注者による定期的な安全研修・訓練を実施し、安全への意識向上、安全管理を徹底するなどとしている（甲5の2・図9，18，19，乙26・図15，乙42・3頁）。

20 イ 騒音・振動対策

25 (ア) 工事現場に係る騒音・振動

a 低騒音型・低振動型建設機械の使用義務付け

本件工事を発注するに当たり、東京都土木工事標準仕様書を作成し、その中に低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する項目を設け、受注者に、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日付建設省告示第1536号）に基づき低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械の使用を義務付けた（乙28・12頁）。

b 防音パネルの設置

本件工事敷地境界に高さ5m程度の防音パネルを設置することとし、本件工事の各工程の中でも、調節池（仮設工）のその他仮設工における迂回路用歩道橋設置工、調節池（土工）における土留壁工及び掘削工、調節池（本体工）の躯体工が比較的高いレベルの騒音が発生すると想定されることから、上記各工程につき、防音パネルがある場合とない場合に分けて騒音分布に係るシミュレーションを行ったところ、防音パネルを設けた場合における周辺住宅付近における想定騒音レベルは、迂回路用歩道橋設置工の際が75デシベル程度、土留壁工の際が70デシベル程度、掘削工及び躯体工の際が65デシベル程度となることを確認した（甲4の1・図15、甲5の2・図14、16、乙26・図29、乙30の1～8）。

(イ) 大型工事車両の通行に係る騒音・振動

a 車道舗装工事

工事車両の搬出入路につき、空隙に空気が逃げ、音が生じにくいとされる低騒音舗装に打ち換える道路舗装工事を行うこととした（甲6の1・図26～29、乙26・図24～26）。

b その他の大型工事車両の通行に係る騒音・振動対策

騒音や振動は速度に比例するとされることから、本件工事の受注者に対し、法定速度の遵守及び徐行運転を行わせることとした（甲5の2・図14、17）。

なお、本件調節池整備に伴う交通量調査委託を行ったところ、本件予定地付近の道路において、工事前の現況が54デシベル、上記aのような低騒音舗装を行わない通常舗装での工事中における騒音レベルが59.4デシベルと予想されることを確認した(乙31)。

5 (ウ) パイプコンベアに係る騒音

a 予想される騒音レベルの確認

パイプコンベア稼働中の騒音についての想定を行ったところ、パイプコンベア稼働時に発生する騒音は、機器から1m離れた位置において約60デシベル、機器から約3m離れた家屋敷地境界付近において約50
10 デシベルとなり、境川沿いの通路で実際に計測した暗騒音約50デシベルと同レベルとなることを確認した(甲7の1・図10, 甲8の1・図10)。

b 高周波音対策

パイプコンベアから生じ得る高周波音への対策として、適切なメンテナンスの実施、防音パネルの設置、騒音計測実施による管理を行うこと
15 としている(甲9の1・図11)。

ウ 粉じん対策

粉じん対策として、本件工事の受注者に、工事車両が工事現場を出る際には、車両洗浄を行って粉じんを除去し、荷台はシートで被うことや工事現場
20 内での散水を行わせることとしている(甲5の2・図24)。

エ 地下水への影響対策

(ア) 地質調査とそれに基づく土留工法の選定

地下水への影響を考慮し、本件予定地の端部において地質調査を実施し、
25 水が流れにくい不透水層が地表面から約25から30m以深にあることを確認し、これを踏まえ、地中に連続的に壁を不透水層まで作る土留・遮水工法を選定した(甲4の1・図16, 甲6の1・図22, 乙32の1,

2, 乙42・4頁)。

(イ) 地下水・井戸調査

本件工事による周辺の井戸への影響を調査するため、井戸分布状況の調査を実施し、周辺の井戸の用途や深さ、水位等といった状況を把握するとともに、観測井戸を設置し、本件工事完了後まで継続して工事現場周辺の地下水の水位等を観測しているところ、仮に本件工事に起因して井戸が枯渇したと認められた場合には補償を行うこととしている(甲4の1・図16, 甲6の1・図22, 乙26・図9～11, 乙33の1～4, 乙37の1～3, 乙42・5頁)。

オ 西田スポーツ広場の利用状況及び代替地確保に向けた交渉

(ア) 本件工事の開始前、原告ら本件予定地の周辺住民らは、町田市が所有する本件予定地に開設していた西田スポーツ広場を無償で使用していた(法的には町田市が任意団体である西田スポーツ広場運営委員会に使用貸借し、同委員会が管理運営して少年野球、少年サッカーを行う地域住民等に利用させていた。甲26, 27)。利用者数は、毎月2000人ないし4000人であった(甲20, 55の3・4, 原告伊地知寛本人)。西田スポーツ広場に隣接するこばと保育園も、西田スポーツ広場を、子どもの遊び場、運動会等の会場、職員の駐車場として利用していた(甲52, 原告鈴木雅人本人)。町田市と西田スポーツ広場運営委員会との上記使用貸借契約は平成30年9月30日に期間満了で終了し、本件工事開始後、原告ら周辺住民らは、西田スポーツ広場を利用することができなくなった(前提事実(7), 調査囑託の結果)。

(イ) 被告は、西田スポーツ広場を利用することができなくなる利用者の負担軽減のため、町田市と協力するなどして企業や学校、相模原市等と調整し、平成30年8月上旬から令和元年11月末日までの間は東京女学館大学の跡地を、それ以降は改修後の鶴間公園の多目的広場やスポーツエリアを

代替地として提供することとした（甲55の5・6，乙12の1～4，13の1～3，41・10頁）。

(5) 本件工事に関する事業説明会の開催とそれを踏まえた被告の対応等

ア 被告は，平成27年9月8日に町田市民，同月18日に相模原市民に対して第1回事業説明会を，平成28年5月22日に町田市民及び相模原市民に対して第2回事業説明会を，その後は，同年10月30日，平成29年3月26日，同年8月5日（神奈川県と共同開催）及び同年10月8日に町田市民に対して，同年5月21日に相模原市民に対して事業説明会をそれぞれ行った（甲4の1，5の2，6の1，7の1，8の1，9の1，10の1，乙41・9～10頁）。

なお，事業説明会で用いた説明資料等は，被告のホームページ上で公開されるとともに，適宜の範囲で地域への回覧がされている（乙41・9頁，乙42・2頁）。

イ 被告は，当初，本件予定地である西田スポーツ広場を分割し，工期をⅠ期とⅡ期とに分けて施工する分割施工を予定しており，その旨を第1回事業説明会において説明したが，周辺住民から，分割施工ではなく工期が短い一括施工とすべきではないかとの意見が出されたことや，工事車両の搬出入ルート分散化するには工事に伴う周辺環境への影響期間を短縮することが不可欠であるなどとして，分割施工の予定を改め，調節池全体を一括で施工する一括施工に変更した（甲4の1・図10，11，甲4の2，5の1，5の2・図6）。

ウ また，被告は，平成28年10月30日の事業説明会までは，調節池（土工）の工程において1日最大約100台のダンプトラックが通行することを予定していたところ，それまでに周辺住民から寄せられた交通事故の発生や騒音，振動等に対する不安に対処するため，上記(4)ア(イ)のとおり，同工程における掘削土砂をパイプコンベアによって搬出する方法に変更した（甲7の

1・図3～11, 甲9の1・図9～14)。

2 判断

(1) 本件工事のような公共事業につき, 原告らのような第三者に対する関係において差止請求を認容すべき違法性があるというためには, 侵害行為の態様と侵害の程度, 被侵害利益の性質と内容, 侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか, 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況, その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容, 効果等の事情をも考慮し, これらを総合的に考察して, 被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えたものであることを要するというべきである(最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369号, 最高裁平成7年7月7日第二小法廷判決・民集49巻7号1870頁, 最高裁同日第二小法廷判決・民集49巻7号2599頁参照)。

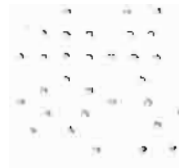
(2) 本件工事により生ずる原告らの被害の性質及び内容について

ア 前記1(3)及び(4)に認定したところによれば, 本件工事の期間中, 本件予定地において土留壁工や仮設構台の設置等の仮設工, 掘削工及び山留工などの土工, 本土工, 越流堤工, 管理棟・機電設備工を通じ, 大型のクレーン等の重機を使用しての作業が継続して行われ, 本件予定地へのこれらの重機の搬出入時, 資材やセメントの運搬時, 本土工及び越流堤工・管理棟・機電設備工の際に, 鉄筋コンクリートの躯体等を構築するための鋼材やコンクリートを運搬するためのコンクリートミキサー車等の工事車両が本件予定地の周辺を頻繁に通行することになったり, 掘削した土砂を運搬するためのダンプトラックの運行があったりするから, 本件予定地周辺やこれに付随する作業を実施する場所の周辺において騒音, 振動及び粉じんが発生するうえ, 工事車両の通行道路において交通量が従前より増え, これによる相応の騒音, 振動及び粉じんが生じ, 交通事故の危険性が高まることは避けられない。しかも, 工事工程によって工事車両の通行量は異なるものの, 工事期間である約8年

を通じ、本件予定地及び周辺の通行道路における工事車両の通行は継続するものである。したがって、本件予定地あるいは工事車両の通行道路付近に居住又は本件予定地に隣接するこぼと保育園に通園する原告らが、クレーン車やコンクリートミキサー車などの大型の工事車両の通行に対して不安感や恐怖心を抱くこと（甲29の2，甲48，48の2，甲52，原告中川涼子本人）は当然であって、本件工事により原告ら周辺住民が被る迷惑や不便の程度を軽くみることはできない。

しかしながら、本件工事は約8年間という決して短くない期間にわたって行われるものの、本件工事が終了すれば原告らが被る上記の不利益は全て解消されるのであり、他方、これによって建設される本件調整池そのものは治水効果を有するものであって有害な施設ではなく、いったん建設されればその効果は当該施設が存続する限り恒久的に続くのであって、そのようなことから考えると、原告らが被る上記不利益の内容及び程度は、有害な施設が建設されるような場合に比べれば重くないといえる。そして、原告らが被る上記不利益のうち、工事車両の通行による危険並びにその騒音及び振動に関しては、掘削土砂をパイプコンベアによって搬出するなど工事車両の全体量の削減を図る、特定の地域に工事車両が集中するのを避ける、徐行運転するように指導する、誘導によって交通の安全性を確保する、車道舗装工事を行うなどの各種対策が講じられ、本件予定地を中心とした作業場所における騒音、振動及び粉じんに関しては、上記に加え、低騒音・低振動の機械を使用する、防音パネルを設置する、車両の洗浄や散水を行うなどの各種対策が講じられていることは前記1(4)に認定したとおりであって、これらによって原告らが被る不利益は可能な限り軽減され、本件予定地周辺の騒音も、規制騒音レベル（80ないし85デシベル）を超えていないと認められる。

イ また、前記1(4)の認定のとおり、原告らを含む周辺住民らは、本件工事によって、工事期間中である約8年間、本件予定地にあった西田スポーツ広場



を利用できなくなるという不利益を受けることになったが、被告は、町田市と協力して、その代替となり得る場所を提供するなどして、スポーツの振興や地域住民のコミュニティが途絶えないように一定の配慮をしている。

ウ 原告井上孝男及び原告井上健一は、本件予定地から北東に約200m離れた土地で農業を営んでおり、3つの井戸を掘って井戸水を農業用水として利用しているところ（甲45、45の2、原告井上孝男本人）、本件工事により井戸水の枯渇のおそれがあると主張している。しかし、前記1(4)エに認定したとおり、本件工事前に被告が事前調査をして井戸水が枯渇しにくい工法を採用しているほか、同工事中にもモニタリングによって現状を把握し、本件工事を原因として井戸が枯渇した場合には補償を行う予定としていることが認められ、井戸水が枯渇するおそれが高いとまでいうことはできないし、井戸水が枯渇しないような措置や枯渇した場合に備えた措置を取ることが予定されている。

エ 以上によれば、本件工事によって原告らは相応の不利益を被っていると認められるものの、これを軽減するための各種対策が講じられているといえる。

オ 原告らは、本件工事によってこぼと保育園の認可が取り消されたり、入園希望者が減少したりするなどして存続が危ぶまれるおそれがある旨主張するが、これらの具体的な危険性があることを認めるに足りる的確な証拠はなく、上記主張は理由がない。

また、原告らは、本件工事の方式について、当初の分割施工方式から一括施工方式に変更したことや、現地にコンクリートプラントを設置する努力をしていないことを指摘して、不利益の軽減に関する措置が不十分である旨主張する。

しかしながら、分割施工方式を採用すれば、本件工事を開始した後であっても西田スポーツ広場の一部を利用することが可能であるが、工期が長くなるという短所があり、一括施工方式との間で優劣はつけ難いところ、被告が

一括施工方式に変更したのは、事業説明会で出された周辺住民からの意見を踏まえてのことであり、同広場を利用できないという不利益に対しては代替地を提供する対策をとっていることは前記1(4)オ、(5)イに認定したとおりである。また、コンクリートプラントに関しては、本件予定地の規模からしてこれを設置するのは困難であると認められるし(乙27の2, 3)、コンクリートプラントを設置した場合にはその材料となる資材を本件予定地まで運ぶためのダンプトラック等が相当数必要であるから工事車両の減少は相対的なものにとどまるし、他方、大型の工事車両が通行するという不利益に対して相応の対策をとっていることは前記1(4)ア、イに認定したとおりである。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

(3) 本件工事のもつ公共性ないし公益上の必要性について

ア 前提事実(2)ウに加え、前記1(1)及び(2)に認定したところによれば、境川においては、これまで時間雨量50ミリの降雨に対応できるように河川整備が進められていたところ、平成24年11月に提出された本件最終報告書において、近年、上記雨量を超える豪雨が増加し、これに伴う水害が頻発していることから、多摩部河川については目標整備水準を時間雨量65ミリに引き上げ、時間雨量50ミリを超える部分については調節池による対応を基本とすべきである旨の提言がされ、それを踏まえて同月に本件整備方針の策定、平成26年6月に東京都豪雨対策基本方針の改訂、平成27年4月に本件河川整備計画の策定がそれぞれ行われ、これらに従って本件調節池が整備されることになったことが認められるところ、上記提言は学識経験を有する計9名の委員が約1年5か月間にわたり全6回の会合を経て取りまとめたものであって(甲2)、その内容及び取りまとめの経過に不自然、不合理な点は見受けられず、上記提言を踏まえて策定された本件整備方針及び本件河川整備計画についても同様であって、以上によれば、これらに基づいて整備されることになった本件調節池について、公共性ないし公益上の必要性に欠ける点

は見当たらないというべきである。

イ 原告らの主張について

5 (ア) これに対し、原告らは、境川は掘込構造の河川であるから、人命に関わるような洪水被害の危険性はないし、過去の洪水被害は本件予定地の⁶上流に位置するから、本件工事では上記のような洪水被害を防ぐことができないとして、本件調節池には公益上の必要性がない旨主張する。

しかしながら、掘込構造の河川は築堤構造の河川に比べて洪水被害の危険性が高くないとしても、現に境川流域において平成20年8月豪雨の際に浸水被害が生じている事実を見過ごすことはできないし、本件調節池の整備は¹⁰被告管理区間の流域全体の整備計画として位置付けられており、過去の特定地域の洪水被害のみを取り上げて必要性の有無を論じることは当を得えないから、原告らの上記主張は理由がない。

(イ) また、原告らは、①流域対策という低予算で即効性もある他の有効な手段がある、②下流神奈川県管理区間の整備に関する対策を本件工事よりも優先すべきである旨主張し、元旧建設省土木研究所次長である石崎勝義(以下「石崎」という。)も上記①に沿う意見を陳述(甲67・7, 8頁)及び証言(証人石崎17~23頁)する。¹⁵

しかしながら、①について、流域対策は実施することができる場所や時期に制約があるほか、それのみによって調節池の整備に代わるだけの効果を実現することができるのかは疑義があるし、それを措くとしても、前記1(2)ウ、エに認定したとおり、被告は、調節池の整備のみならず、時間雨量約10ミリ相当分の雨水流出対策として浸透ますの設置等による流域対策を行うことを予定しており、証拠(乙41・7頁、証人小田中光(以下「小田中」という。)15頁)によれば、神奈川県や流域の市と連携してその対策を進めていることが認められる。また、②について、被告は下流神奈川県管理区間を整備する立場にないことはもとより、神奈川県によるその整備には相当の長²⁰
²⁵

期間を要する見込みであること（前提事実(2)ウ(ウ)）を踏まえれば、これを優先させるという方策は現実的でないというべきである。なお、被告は、神奈川県に対し、平成29年3月、神奈川県管理区間の早期改修を求める要望書を提出しており（甲9の2、10の1・8枚目、甲10の2）、早期の整備が行われるよう一定の働きかけを行っている」と認められる。

以上によれば、原告らの上記主張は理由がない。

(ウ) 原告らは、本件基本協定の締結や本件河川整備計画を策定する過程において十分な情報公開がされず、町田市議会において採択された本件基本協定の凍結等を求める請願についても検討状況が明らかでなく、本件工事には手続的な問題があると主張する。

この点、河川法16条の2は、河川整備計画の策定に当たり、関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう求めているところ、本件河川整備計画については、その原案をホームページ上で公開した上でパブリックコメントを実施したと認められ（甲7の2、乙41・4頁）、所定の手続を履践したといえるし、他方、本件基本協定については、その公開や意見聴取を義務付ける法令は見当たらない。また、上記請願は町田市において対応すべき事柄であるところ、町田市は、被告による河川改修事業は必要であると判断して、本件基本協定の凍結は行わない方針を示したというのであって（甲6の2）、これらによれば、被告に手続的な問題があったとは認められない。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

(エ) 原告らは、本件調節池を担保とした上流部の河床掘削は、本件調節池が満水となれば、かえって水害の危険性を増大させる旨主張し、前記石崎もこれに沿う意見を陳述（甲67・5～7頁）及び証言（証人石崎14、15頁）する。

しかしながら、上記の危険性は上流部の河床掘削を実施して初めて生じる



ものであって、本件調節池の設置によって直ちに生じる性質のものではないし、被告は、上記の河床掘削を行う場合には、下流部の河道の整備状況を踏まえてシミュレーションを行い、その区間や規模を決定するというのであって（乙41・6頁，証人小田中14，27，28頁），これによれば、下流の水害の危険性を増大させるような河床掘削が行われるとはおよそ考え難い。また、時間雨量50ミリ相当の河床掘削が行われた場合に本件調節池が満水になる時間は110分程度と想定されているところ（甲6の1・図9），近年顕著な増加傾向が見られる雷雨性豪雨は、短時間かつ局地的な降雨であるから（甲2・8～10頁），このような雷雨性豪雨によって本件調節池が満水となるような状況が頻発するとも考え難い。

したがって、原告らの上記主張は理由がない。

(オ) 原告らは、境川は特定都市河川浸水被害対策法2条2項の特定都市河川流域に指定されたものの、同法4条に基づく流域水害対策計画を未だ策定していないから、このような状況下で本件調節池を建設するのは行政基準に違反する旨主張する。

しかしながら、上記計画の策定以前に水害対策を行うことが禁止されていないことはもとより、上記計画の策定に当たって既に着手している水害対策を見直すように義務付ける規定も見当たらないから、上記計画の策定前に本件調節池を建設することが行政基準に反するとはいえず、原告らの上記主張は理由がない。

(4) まとめ

以上によれば、本件工事によって原告らが被る不利益の内容やその程度を見過ごすことはできないものの、被告はこれを軽減するための措置を可能な限り実施しているということができ、他方、本件調節池を整備することについての公共性及び公益上の必要性が認められることは前記のとおりであって、これらによれば、本件工事について、原告らが一般社会生活上受忍すべき限度を超え

て違法であると認めることはできない。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、
主文のとおり判決する。

5 東京地方裁判所民事第35部

裁判長裁判官

佐藤哲治

10

裁判官

能登謙太郎

15

裁判官

工藤優希

20



これは正本である。

令和 2 年 7 月 2 7 日

東京地方裁判所民事第 3 5 部

裁判所書記官 布 目 貴

